

〈共同研究報告〉

萩藩藩士における家系の継承と人口学的要因

坪内玲子

1 はじめに

第二次世界大戦後、わが国の「家」制度は法的には劇的な廃止を経験したが、その心性や慣行は、現代の日本人の生活においてさまざまな場面で生き続けている。「家」に関する研究はこの意味で単に過去にかかわるものではない。日本の家族の研究にとって、「家」制度の成立と運用の変化を実証的に見定めることは興味深い。筆者は、「家」制度の源流を武士階層の「家」に求め、武士の「家」における家系の継承について、長男を中心とする伝統的相続制度のたてまえと実行との間の乖離に着目し、その補完の実際について分析を試みてきた。これまでの検討の過程を略述すると以下のとおりである。

まず、南部藩の南部氏一族を対象として、一七世紀および一八世

紀における家系継承のケースを分析し、数少ない生存男子を背景にしておらずしも男系にこだわらない継承形態が存在することを確認した⁽¹⁾。続いて、沖繩の首里士族と久米村士族の比較を行ない、前者における直系親重視傾向の発生と、これに対する中国系渡来民の子孫である後者の同族関係の重視を対比した⁽²⁾。さらに、沖繩宮古島士族を比較の対象に加え、それが首里士族の亜型として位置付けられることを示した⁽³⁾。この後、考察の対象を南部藩に戻して、南部藩藩士の間における家系の継承者に関する変異を分析した。南部藩藩士の間では一七世紀および一八世紀において行なわれた家督相続のケースを検討してみると、当時の死亡率の高さや出生児数の制限的狀況などの影響を受けて、長男が実際に継承できた割合は、階層および時代によって変異を示しつつもその実現がある程度限定されたものであったことが分かった⁽⁴⁾。

長男による継承が不可能な場合に代替措置としてさまざまな事態の出現を許容するのが日本の「家」の特徴といえる。しかしながら、このことを主張するためには、長男以外による継承が、選好の結果ではなく、代替措置であることの確認作業を行なう必要がある。そこで、南部藩士の「家」の継承が長男以外によって行なわれた場合のうち主要なもの、すなわち、先代の弟、甥、婿養子、同族からの養子および異姓の家からの養子によって行なわれた場合の事情と、長男が家督相続した場合に弟達がどうなったかについて検討した。⁽⁵⁾

南部藩に関する一連の作業の後、視野を全国に広げて、確認と比較を行なうことにした。まず、鹿児島を中心とする島津藩における家系継承をめぐって、家督継承者の先代家督者との関係、異姓の家からの養子の背景、島津義弘の次代家久およびその継嗣光久の男子の養出の事情について観察を行なった。島津藩においては、とくに異姓養子の多さが目立ち、家系継承の政治的背景との関わりに注目すべき場合があることが分かった。⁽⁶⁾ 舞台を加賀藩に移して、加賀藩藩士の「家」における事情を一七世紀および一八世紀を中心に考察した。加賀藩藩士における際立った特徴は、長男による継承の少なさ、平均男子数の少なさ、そして鹿児島を上回る養子の多さであった。加賀藩では同姓からの養子も相当多く、男子数の少なさと養子の導入とが直結しているようにみられる。⁽⁷⁾

これまでの観察を通して、一八世紀においては一七世紀に比して

長男による継承がかなり減少しているという傾向が見いだされている。筆者は次にケース数が多く得られた秋田佐竹藩藩士の家系継承のより細かい時間的分析を行ない、それが一八世紀に発生した幾度かの飢饉などを契機にして生じた高い死亡傾向に関連して説明できる可能性があることを示した。⁽⁸⁾ また、東北地方の会津藩に関する三六〇巻におよぶ藩士の家譜資料を材料に、石高階層別、期間別等に見た様相を詳細に分析した。⁽⁹⁾

佐賀鍋島藩についても分析を行なってみた。佐賀鍋島藩の場合、事例数が少なく、階層的にも上級武士の家系を多く含むため用心深い結論が必要だが、子の数が比較的多い中で、実子による継承が比較的自然な形で行なわれてきたように見える。男子による継承が困難な場合には、女子に婿養子を迎えることによって、実子という人的資源が有効的に利用されてきたと考えられる。⁽¹⁰⁾

上述の藩士の系譜に関する分析と対照する形で、『寛政重修諸家譜』に収録されている一〇万石以上の大名家三八家についての分析を行なった。その結果、先代の生じた男子の数の多さにもかかわらず長男を含む実子男子による継承が少ないこと、一七世紀から一八世紀にかけて男子数がむしろ増加したにもかかわらず実子男子による継承が減少したことが分かった。また、婿養子が一七世紀、一八世紀とも少なく、同族内からの養子の多さが確認された。これは藩士の場合と異なる点であり、大名においては継承にかかわる女子の

役割がきわめて低い。大名における男子中心主義の発達と同族の多さを背景に一方では婿養子の少なさが、他方では同族養子の多さが指摘され、血統重視の傾向が存在することが確認された。⁽¹⁾

本論では、西日本に一つの観察点を加えて、秋藩藩士を対象にその位置付けを試みる。秋藩に関しては、藩士の系譜を抜粋した岡部忠夫『秋藩諸家系譜』(琵琶書房、一九八三、第二刷)を利用して、予備的な分析を行なっているが、⁽²⁾本論では、山口県文書館に保管された『秋藩譜録』を利用することによって、西日本において初めて多量の継承事例の分析を行なうことにした。

2 家督継承者の変化に関する資料分析

(1) 分析可能ケース

秋藩藩士に関してもこれまでに報告した論文との間である程度の比較ができるように、秋藩譜録に収められた藩士の系譜から、原則として以下の条件に適合した家督継承者を取り出した。(1)当代の家ではないこと、(2)先代家督者に対する続柄が判明すること、(3)先代の死亡年次が判明すること、(4)当代の死亡年次が判明することである。

秋藩藩士は、寄組、手廻組、大組、船手組、遠近付、寺社組、無給通、三十人通、地徒士、寺社組、細工人等の身分層に分けられている。本論での分析に当たっては、これらのうち、中土上等に位

置付けられる大組を一つのグループにして取り出し、下土上等に位置付けられる無給通などをもう一つのグループにして身分間の比較を試みる。事例数を確保するために後者には、中土下等に位置付けられる遠近付および準下土として扱われる三十人通と地徒士をも加えたので、構成する身分幅が上下にやや広くなっている。これらの二グループの他に、職能上の特性に留意して、水軍であり身分的には大組に匹敵する船手組に大船頭・中船頭・小船頭・浜崎船頭等の職能者を加えたグループ、儒者・医師・絵師・能狂言師などを含む寺社組、諸品の細工を行なう細工人などの集計をも試みた。寄組は藩主一門に次ぐ地位、手廻組は藩主に近侍するものであるが、いずれも大量観察にはむかないのでこれらに関しては独立の集計は行わず、総数の中に含めるにとどめた。

秋藩藩士においては、しばしば七〇歳(数え年)に達した時点で隠居が行なわれる。このため、先代家督者の死亡年次は必ずしも家督継承の年次と一致しないが、継承が行なわれた時期に関する目安として、先代の死亡年次別に家督継承ケースの分布を示すと、表1のようになる。総数二六四八件のうち主要部分は一六四一年から一七四〇年までの一〇〇年間に集中している。秋藩の場合、それぞれの家の系譜が藩に提出された時期が、これまでに観察した東北諸藩よりも早いので、一八世紀後半を一つのまとまった区切りとして観察することができないことが資料上の制約となっている。

表1 先代死亡年次別にみた家督継承ケース

先代死亡年次	総数	大組	無給通ほか ¹⁾	船手組	寺社組	細工人
-1600	5	3	1	0	0	0
1601-1610	25	17	3	1	0	0
1611-1620	33	16	4	2	0	0
1621-1630	56	27	3	0	0	2
1631-1640	79	45	11	1	0	2
1641-1650	116	64	16	6	1	1
1651-1660	149	85	18	7	4	2
1661-1670	202	120	26	7	3	3
1671-1680	242	144	26	8	11	8
1681-1690	267	125	52	13	13	6
1691-1700	323	160	70	10	13	9
1701-1710	294	124	74	11	9	12
1711-1720	251	102	75	7	11	8
1721-1730	237	81	75	17	7	9
1731-1740	183	55	72	9	3	9
1741-1750	76	9	39	2	2	6
1751-1760	48	10	16	0	0	0
1761-1770	18	3	5	0	0	0
1771-1780	11	3	0	0	0	0
1781-1790	6	0	0	0	0	0
1791-1800	6	1	2	0	0	0
1801-	19	0	2	0	0	0
不明	2	0	0	0	0	0
計	2648	1194	590	101	77	77

1) 無給通のほか、三十人通、遠近付、地徒士を含む。

(2) 家系継承者の先代家督者に対する関係―他藩との比較

家系継承者の先代家督者に対する関係を一七世紀および一八世紀前半について示すと、表2および表3のようになる。一七世紀にお

いては長男が継承した割合が六三・九パーセントを占める。この割

表2 先代家督者との関係別にみた家系継承者 (17世紀)

関係	総数	大組	無給通ほか	船手組	寺社組	細工人
長男	954(63.9)	511(63.6)	140(61.1)	35(63.6)	28(62.2)	28(84.8)
二男	112(7.5)	61(7.6)	23(10.0)	3(5.5)	3(6.6)	0
三男	32(2.1)	11(1.4)	6(2.6)	1(1.8)	1(2.2)	0
四男	8(0.5)	4(0.5)	1(0.4)	0	0	0
五男	3(0.2)	2(0.3)	0	0	0	0
六男	0	0	0	0	0	0
七男	1(0.1)	0	0	0	1(2.2)	0
八男	0	0	0	0	0	0
養子	153(10.3)	83(10.3)	29(12.7)	6(10.9)	3(6.7)	3(9.1)
婿養子	141(9.5)	77(9.6)	22(9.6)	7(12.7)	8(17.7)	0
孫	17(1.1)	8(1.0)	1(0.4)	1(1.8)	0	1(3.0)
弟	37(2.5)	22(2.7)	2(0.9)	1(1.8)	1(2.2)	1(3.0)
従弟	0	0	0	0	0	0
養女婿	7(0.5)	4(0.5)	1(0.4)	0	0	0
妹婿	3(0.2)	2(0.3)	1(0.4)	0	0	0
甥	13(0.9)	8(1.0)	3(1.3)	0	0	0
養弟	1(0.1)	1(0.1)	0	0	0	0
叔父	1(0.1)	1(0.1)	0	0	0	0
養父	1(0.1)	1(0.1)	0	0	0	0
姪婿	0	0	0	0	0	0
父	3(0.2)	2(0.3)	0	1(1.8)	0	0
孫女婿	5(0.3)	5(0.6)	0	0	0	0
義叔父	0	0	0	0	0	0
計	1492(100)	803(100)	229(100)	55(100)	45(100)	33(100)

合は、鹿児島島津藩の七一・六パーセント(ただし先代が一七世紀出生者である場合の数値)、佐賀鍋島藩の七〇・七パーセント、南部藩の七〇・六パーセントに比べてやや低い、佐竹藩(六五・三パーセント)や会津藩(六四・二パーセント)などに対して大きな差はなく、加賀藩の五七・三パーセントに比してかなり高い。二男を加

表3 先代家督者との関係別にみた家系継承者 (18世紀前半)

関係	総数	大組	無給通ほか	船手組	寺社組	細工人
長男	529(50.8)	190(51.2)	164(49.0)	25(54.3)	14(43.8)	19(43.2)
二男	66(6.3)	33(8.9)	15(4.5)	2(4.3)	5(15.6)	3(6.8)
三男	17(1.6)	7(1.9)	3(0.9)	1(2.2)	0	2(4.5)
四男	2(0.2)	1(0.3)	1(0.3)	0	0	0
五男	1(0.1)	0	0	0	0	1(2.3)
六男	0	0	0	0	0	0
七男	0	0	0	0	0	0
八男	1(0.1)	1(0.3)	0	0	0	0
養子	184(17.7)	48(12.9)	71(21.2)	10(21.7)	7(21.9)	10(22.7)
婿養子	160(16.0)	64(17.3)	55(16.4)	4(8.7)	6(18.8)	7(15.9)
孫	11(1.1)	4(1.1)	5(1.5)	0	0	0
弟	30(2.9)	12(3.2)	5(1.5)	2(4.3)	0	2(4.5)
従弟	1(0.1)	1(0.3)	0	0	0	0
養女婿	13(1.2)	2(0.5)	6(1.8)	0	0	0
妹婿	8(0.8)	2(0.5)	4(1.2)	0	0	0
甥	5(0.5)	0	2(0.6)	1(2.2)	0	0
養弟	3(0.3)	1(0.3)	2(0.6)	0	0	0
叔父	0	0	0	0	0	0
養父	1(0.1)	0	0	0	0	0
姪婿	2(0.2)	1(0.3)	0	0	0	0
父	3(0.3)	3(0.8)	0	0	0	0
孫女婿	3(0.3)	0	2(0.6)	1(2.2)	0	0
義叔父	1(0.1)	1(0.3)	0	0	0	0
計	1041(100)	371(100)	335(100)	46(100)	32(100)	44(100)

えた実子男子による継承の割合を見ると七四・三パーセントとなり、佐賀鍋島藩の八二・二パーセント、鹿児島島津藩の八一・七パーセント、会津藩の七八・六パーセント、南部藩の七六・〇パーセントに比してより低く、佐竹藩の七三・九パーセントとほぼ並び、加賀藩の六二・四パーセントよりも高い。すなわち、萩藩藩士において

は他の諸藩に比較して長男による継承や実子男子による継承の割合がやや低めに位置付けられる。

一八世紀前半においては、萩藩における長男による継承の割合は五〇・八パーセントに低下する。この割合は、会津藩の五九・二パーセント、佐竹藩の五四・九パーセントよりも低く、加賀藩の五二・五パーセントに比べてさえ僅かながら低い。ただし佐賀鍋島藩では四七・〇パーセントと萩藩よりも低い数値が現われている。実子男子による継承を見ると、萩藩では五九・一パーセントで、会津藩の七四・三パーセント、佐賀鍋島藩の六六・七パーセント、佐竹藩の六四・〇パーセントよりも低く、加賀藩の五七・六パーセントを僅かに上回る程度である。鹿児島島津藩と南部藩については、一八世紀前半に関する数値は手に入らない。全体的に判断すると、長男による継承も実子男子による継承も、萩藩では他の諸藩に先立って一八世紀前半に顕著な減少を示す。他の諸藩では、会津藩や佐竹藩のように一八世紀後半にさらに減少が見られる場合があるが、萩藩ではその後の変化は不明である。

一七世紀の萩藩における長男あるいは実子男子による継承の割合の低さは、養子(一〇・三パーセント)あるいは婿養子(九・五パーセント)による継承によって埋め合わされる。これらに次いで弟による継承(二・五パーセント)が現われるが、その割合は相対的に低い。他藩と比較すると、会津藩では養子(八・三パーセント)よ

りも婿養子(九・八パーセント)のほうが僅かながら多い。佐竹藩では養子(一一・九パーセント)が婿養子(七・九パーセント)をかなり上回る。加賀藩では養子(一九・三パーセント)が著しく多く、婿養子(七・五パーセント)は佐竹藩を下回る。佐賀鍋島藩では養子(六・四パーセント)が婿養子(四・五パーセント)を上回るものいずれも発生頻度が低い。このように秋藩では、養子と婿養子は前者がやや多いとはいえほとんど拮抗していた。

一八世紀前半には、秋藩における養子および婿養子による継承の割合はそれぞれ一七・七パーセント、一六・〇パーセントにまで上昇している。この時期においても、養子は婿養子よりも僅かながら多いという状態を保っている。会津藩では一八世紀前半においては、養子および婿養子はそれぞれ一〇・四パーセント、一〇・一パーセントとなり、変化のパターンは類似するが、上昇の度合いはそれほど著しくない。佐竹藩では養子と婿養子はそれぞれ一七・七パーセント、一〇・五パーセントとなり、もともと多かつた養子がさらに多くなっている。加賀前田藩では、養子と婿養子はそれぞれ二八・〇パーセント、六・五パーセントとなつて、養子の増加が顕著な反面、婿養子はむしろ減少している。佐賀鍋島藩では養子、婿養子はそれぞれ八・三パーセント、一三・一パーセントで、養子の増加に對して婿養子の増加が著しく、両者の関係が逆転している。変化の様相が藩ごとに異なっているのは興味深い。その中で、婿養子とい

う代替措置を行なつたことが目立つのが、佐賀鍋島藩と秋藩である。

(3) 家系継承者の先代家督者に対する関係―身分階層別観察

秋藩藩士の家系継承者の先代家督者に対する関係について身分階層間の観察を行なうと以下のようになる。一七世紀において家系継承者が長男であつた割合は大組と無給通ほかでそれぞれ六三・六一パーセント、六一・一パーセントであり、実子男子による継承はそれぞれ七三・四パーセント、七四・一パーセントであつた。すなわち大組と無給通ほかとの間には目立つた差は存在しない。養子と婿養子の割合は、大組ではそれぞれ一〇・三パーセント、九・六パーセント、無給通ほかではそれぞれ一二・七パーセント、九・六パーセントで、無給通ほかにおいて養子の割合が僅かに高いもの。これら二つの身分階層間で基本的な違いはない。

一八世紀前半になると、長男による継承は大組で五一・二パーセント、無給通ほかで四九・〇パーセントに減少し、実子男子による継承は大組で六二・六パーセント、無給通ほかで五四・七パーセントになつた。とくに無給通ほかにおける減少が顕著で、このために大組と無給通ほかとの間で差が目立つようになる。この差は無給通ほかにおける養子の割合の増加によつて埋め合わせされることになる。ちなみに、大組における養子と婿養子はそれぞれ一二・九パーセント、一七・三パーセント、無給通ほかではそれぞれ二一・二パーセ

ント、一六・四パーセントで、婿養子の割合に関しては大差がないことに注意しておきたい。

船手組、寺社組、細工人などの職能的身分に関しては、事例数が少ないこともあって、特異な傾向を確認することができない。船手組においては一七世紀に関しては大組とほとんど同じ傾向が見いだされるが、一八世紀前半では養子が多くなる(二一・七パーセント)一方で、婿養子が少ない(八・七パーセント)という対応が見られる。一八世紀前半の数値は、船頭などの下級職能者をより多く含むことが影響しているのかもしれない。寺社組ではもとより多く含む婿養子(二七・七パーセント)が一七世紀から一八世紀前半の間でほとんど不変(二八・八パーセント)に保たれる一方、養子が六・七パーセントから二一・九パーセントへと激増している。細工人では、一七世紀に皆無であった婿養子が一八世紀前半では他の身分階層と遜色のない一五・九パーセントを占めるようになり、九・一パーセントと比較的少なかった養子が二二・七パーセントとなっている。

(4) 先代の子の数

長男あるいは実子男子が家督継承者となるためには、先代に男子が一人以上生まれていることが必須の条件である。萩藩における先代の男子数は表4に示す。一七世紀においては平均男子数は一・八

五人で、男子を欠くものの割合は一七・八パーセントであった。同じ時期の佐賀鍋島藩では二・二九人と一〇・八パーセント、会津藩においては、二・〇四人、一四・三パーセントで、これらの藩における長男あるいは実子男子による継承の相対的な多さは、男子数の多さに符合している。ただし、鹿児島津藩では、一・七〇人と一四・三パーセントという数値が見られ、平均男子数に関するかぎり論理的に想定されるよりも少なくなっている。秋田佐竹藩では、長男および実子男子の継承の割合が萩藩と肩を並べるにもかかわらず、平均男子数一・五四人、男子を欠くもの一九・七パーセントと男子数がやや少なめの数値が見られる。加賀藩に関しては、一・三一人、三〇・九パーセントと、長男および実子による継承の少なさにみあうだけの男子の少なさが報告されている。全体として判断すれば、萩藩の長男あるいは実子男子による継承の出現頻度は、男子数にみあうものであると言えよう。

一八世紀前半になると萩藩の平均男子数は一・四七人に減少し、男子を欠くものの割合は二七・八パーセントに上昇する。会津藩では平均男子数一・八二人、男子を欠くものの割合一五・八パーセントで、萩藩の一七世紀に並ぶ状況がようやくここで現われている。秋田佐竹藩では一・五一人、二五・七パーセントで、萩藩と類似の状況が出現する。ただし秋田佐竹藩では、平均男子数については一七世紀からほとんど変化が見られない。このような類似の状況の中

表4 先代の男子数 (17世紀)

男子数	総数	大組	無給通ほか	船手組	寺社組	細工人
0	266(17.8)	151(18.8)	43(18.8)	14(25.5)	7(15.6)	4(12.1)
1	445(29.8)	218(27.1)	95(41.5)	11(20.0)	15(33.3)	17(51.5)
2	356(23.9)	192(23.9)	47(20.5)	16(29.1)	10(22.2)	10(30.3)
3	227(15.2)	134(16.7)	27(11.8)	9(16.4)	6(13.3)	2(6.1)
4	120(8.0)	66(8.2)	12(5.2)	2(3.6)	3(6.7)	0
5	48(3.2)	28(3.5)	3(1.3)	1(1.8)	2(4.4)	0
6	21(1.4)	9(1.1)	1(0.4)	2(3.6)	2(4.4)	0
7	4(0.3)	3(0.4)	0	0	0	0
8	3(0.2)	1(0.1)	1(0.4)	0	0	0
9	2(0.1)	1(0.1)	0	0	0	0
計 平均	1492(100) 1.85人	803(100) 1.87人	229(100) 1.52人	55(100) 1.73人	45(100) 1.93人	33(100) 1.30人

表5 先代の男子数 (18世紀前半)

男子数	総数	大組	無給通ほか	船手組	寺社組	細工人
0	289(27.8)	89(24.0)	109(32.5)	14(30.4)	6(18.8)	11(25.0)
1	292(28.0)	95(25.6)	100(29.9)	16(34.8)	8(25.0)	8(18.2)
2	258(24.8)	96(25.9)	81(24.2)	10(21.7)	10(31.3)	13(29.5)
3	124(11.9)	51(13.7)	29(8.7)	4(8.7)	5(15.6)	11(25.0)
4	51(4.9)	27(7.3)	14(4.2)	2(4.3)	1(3.1)	0
5	21(2.0)	10(2.7)	2(0.6)	0	1(3.1)	1(2.3)
6	3(0.3)	1(0.3)	0	0	1(3.1)	0
7	2(0.2)	1(0.3)	0	0	0	0
8	1(0.1)	1(0.3)	0	0	0	0
9	0	0	0	0	0	0
計 平均	1041(100) 1.47人	371(100) 1.67人	335(100) 1.24人	46(100) 1.22人	32(100) 1.81人	44(100) 1.54人

で、既に述べたように、秋田佐竹藩では婿養子も増加するものの養子の増加がより顕著であり、萩藩では養子も婿養子も同様に増加しているのである。佐賀鍋島藩においては、平均男子数は二・三八人でむしろ僅かながら増加しており、その中で男子を欠くものにおいて一七・三パーセントへの増加が見られる。加賀前田藩では、平均

萩藩における婿養子の増加をも並行させる形で養子が増加する過程をここでも観察することができる。職能的身分階層に関する観察は以下のとおりである。船手組においては、平均男子数が一・七三人から一・二二人に減少し、男子を欠くものの割合も二五・五パーセントから三〇・四パーセントへと

男子数は一・二二人となり、男子を欠くものの割合は、三四・四パーセントになっている。この中で、既に見たように婿養子はもともと少ないのがさらに僅かながら減少し、養子が増大したのである。

萩藩における男子数を身分階層別に吟味すると以下のようになる。一七世紀における平均男子数は大組では一・八七人、無給通ほかでは一・五二人、男子を欠くものの割合はいずれにおいても一八・八パーセントであった。一八世紀前半になると、平均男子数は大組では一・六七人、無給通ほかでは一・二四人に減少し、男子を欠くものの割合はそれぞれ二四・〇パーセント、三二・五パーセントになっている。これらの変化は、既に述べた各身分階層の継承者の変化に対応しており、変化を惹起するだけの変動の大きさを含んでいる。無給通ほかにおける一八世紀前半の数値は加賀前田藩全体における数値とはほぼ等しい。その中で、加賀藩における養子の突出と

表6 先代の子の数 (17世紀)

子の数	総数	大組	無給通ほか	船手組	寺社組	細工人
0	172 (11.5)	100 (12.5)	24 (10.5)	8 (14.5)	5 (11.1)	3 (9.1)
1	209 (14.0)	88 (11.0)	61 (26.6)	4 (7.3)	12 (26.7)	10 (30.3)
2	252 (16.9)	124 (15.4)	50 (21.8)	13 (23.6)	11 (24.4)	10 (30.3)
3	283 (19.0)	166 (20.7)	40 (17.5)	16 (29.1)	6 (13.3)	7 (21.2)
4	165 (11.1)	86 (10.7)	25 (10.9)	4 (7.3)	5 (11.1)	3 (9.1)
5	166 (11.2)	96 (12.0)	14 (6.1)	4 (7.3)	6 (13.3)	0
6	109 (7.3)	69 (8.6)	7 (3.1)	1 (1.8)	0	0
7	67 (4.5)	39 (4.9)	5 (2.2)	3 (5.5)	0	0
8	36 (2.4)	19 (2.4)	2 (0.9)	1 (1.8)	0	0
9	19 (1.3)	10 (1.2)	1 (0.4)	1 (1.8)	0	0
10	7 (0.5)	2 (0.2)	0	0	0	0
11	2 (0.1)	1 (0.1)	0	0	0	0
12	2 (0.1)	1 (0.1)	0	0	0	0
13	0	0	0	0	0	0
14	2 (0.1)	2 (0.2)	0	0	0	0
15	0	0	0	0	0	0
16	1 (0.1)	0	0	0	0	0
計	1492 (100)	803 (100)	229 (100)	55 (100)	45 (100)	33 (100)
平均	3.21人	3.31人	2.41人	2.87人	2.27人	1.91人
性比	1.350	1.295	1.684	1.145	5.800	2.150

表7 先代の子の数 (18世紀前半)

子の数	総数	大組	無給通ほか	船手組	寺社組	細工人
0	168 (16.1)	51 (13.7)	65 (19.4)	10 (21.7)	2 (6.3)	8 (18.2)
1	162 (15.6)	43 (11.6)	66 (19.7)	8 (17.4)	7 (21.9)	6 (13.6)
2	190 (18.3)	56 (15.1)	74 (22.1)	10 (21.7)	2 (6.3)	8 (18.2)
3	205 (19.7)	90 (24.3)	56 (16.7)	9 (19.6)	9 (28.1)	7 (15.9)
4	141 (13.5)	55 (14.8)	42 (12.5)	3 (6.5)	4 (12.5)	7 (15.9)
5	72 (6.9)	26 (7.0)	16 (4.8)	3 (6.5)	4 (12.5)	5 (11.4)
6	56 (5.4)	27 (7.3)	10 (3.0)	2 (4.3)	2 (6.3)	1 (2.3)
7	22 (2.1)	10 (2.7)	4 (1.2)	1 (2.2)	0	2 (4.5)
8	13 (1.2)	7 (1.9)	2 (0.6)	0	1 (3.1)	0
9	5 (0.5)	2 (0.5)	0	0	1 (3.1)	0
10	5 (0.5)	3 (0.8)	0	0	0	0
11	2 (0.2)	1 (0.3)	0	0	0	0
12	0	0	0	0	0	0
13	0	0	0	0	0	0
14	0	0	0	0	0	0
15	0	0	0	0	0	0
16	0	0	0	0	0	0
計	1041 (100)	371 (100)	335 (100)	46 (100)	32 (100)	44 (100)
平均	2.68人	3.31人	2.19人	2.19人	3.50人	2.64人
性比	1.211	1.295	1.050	0.978	1.074	1.636

上昇している。この変化は船手組において無給通ほかに匹敵する養子の多さとなって現われている。寺社組においては一・九三人と比較的多かった平均男子数が、一八世紀前半でも一・八一人と比較的高いまま維持されている。男子を欠く割合も一七世紀の一五・六パ

一セントから一八世紀前半の一八・八パーセントへと比較的穏やかな上昇にとどまっている。それにもかかわらず、養子の増加には著しいものがある。細工人においては平均男子数は一七世紀の一・三〇人から一・五四人へとむしろ増加しているが、男子を欠くものの

割合は一・二・一パーセントから二五・〇パーセントへ増加している。

男女の子の数は、ときには女子が系譜記載から省かれることがあるために、信頼性において問題がある。しかしながら、子を欠くものの割合は、養子の導入に深い関わりを示すものと考えられる。一七世紀における萩藩では、子を欠くものは一・一・五パーセントを占めていたが、一八世紀前半では一六・一パーセントまで上昇している。佐賀鍋島藩においてはそれぞれ七・六パーセント、七・七パーセントであり、会津藩では七・四パーセント、八・四パーセントで萩藩よりも低かった。秋田佐竹藩では、一・一・五パーセントから一五・五パーセントへと萩藩をやや下回る増加がある。加賀前田藩における変化は、一九・六パーセントから二四・一パーセントに至るもので、萩藩における四・六ポイントにはほぼ等しい四・五ポイントの上昇を示すが、元々の高水準のため相対的には緩やかと判断することもできる。

子の性比は、女子の数が実際に少なかったというよりは、系譜記載における女子の取り扱いをめぐると一つの目安として利用できる。萩藩における性比は一七世紀においては一・三五〇、一八世紀前半においては一・二二一であった。若干の改善はあったものの女子の省略がいくらかあったことを示唆している。佐賀鍋島藩においては性比は一・四〇二および一・三二五で萩藩を上回っていた。会津藩においては一・四〇五から一・一九五へ、秋田佐竹藩においては

一・四七九から一・二九一への変化があった。加賀藩に至っては、一・二七四から一・五三三へ性比はむしろ上昇へと向かっている。

萩藩のなかでは、大組の性比が一七世紀、一八世紀前半ともに一・二九五であるのに対して、無給通では一・六八四から一・〇五〇へと著しい改善が見られる。これらの変化の意味するところは不明である。寺社組の性比が五・八〇〇から一・〇七四へと急に低下する一方、細工人において二・一五〇から一・六三六へと高いまま推移する。これらの身分階層では、とくに古い時代における女子の記載が不正確であったことを示唆している。しかしながら、このことが女子の軽視そのものを意味して直ちに婿養子の少なさを招来する訳ではないことに注意しておきたい。

(5) 先代の死亡年齢

萩藩における先代家督者の死亡年齢は表8および表9に示すとおりである。平均死亡年齢は、一七世紀には六二・五歳、一八世紀前半では六八・八歳であった。一七世紀における死亡の最頻値は七一―七五歳に、一八世紀における死亡の最頻値は七六―八〇歳に見られる。家督者の長寿化が死亡傾向の低下、あるいは平均余命の上昇と理解されるためにはなお若干の検討が必要である。しかし、このことから一七世紀から一八世紀前半にかけて死亡率が上昇したという推論を導くことはより難しい。一七世紀から一八世紀前半にか

表8 先代家督者の死亡年齢 (17世紀)

死亡年齢	総数	大組	無給通ほか	船手組	寺社組	細工人
1- 5	2	1	1	0	0	0
6- 10	3	1	0	0	0	0
11- 15	1	1	0	0	0	0
16- 20	13	8	2	0	0	0
21- 25	23	11	3	1	1	0
26- 30	36	25	5	0	1	0
31- 35	55	31	3	4	1	3
36- 40	56	31	8	3	1	1
41- 45	81	45	17	1	1	2
46- 50	75	36	8	2	3	3
51- 55	130	71	19	5	4	2
56- 60	135	64	20	8	9	3
61- 65	171	97	19	4	2	3
66- 70	175	101	26	2	7	7
71- 75	188	100	36	7	6	1
76- 80	149	72	30	8	4	3
81- 85	113	66	14	5	4	2
86- 90	55	31	11	3	1	2
91- 95	13	5	4	2	0	1
96-100	12	6	2	0	0	0
不明			1			
計 平均	1492 62.5歳	803 62.3歳	229 64.4歳	55 64.6歳	45 70.2歳	33 62.7歳

て、子の数が減少したことを既に明らかにしたが、このことから子の数の減少が死亡率の低下をとまわずに実現したという推論に一步近づくことになる。

秋田佐竹藩においては、一七世紀における先代家督者の平均死亡年齢は五七・七歳、一八世紀前半では五八・一歳であった。このこともまた死亡傾向の上昇という解釈に対して否定的である。同藩において、元禄八―九年(一六九五―一六九六)と享保一七年(一七三

表9 先代家督者の死亡年齢 (18世紀前半)

死亡年齢	総数	大組	無給通ほか	船手組	寺社組	細工人
1- 5	0	0	0	0	0	0
6- 10	2	0	1	0	0	0
11- 15	2	1	0	0	0	0
16- 20	7	2	4	0	0	0
21- 25	17	9	4	0	0	1
26- 30	17	0	8	2	0	3
31- 35	13	4	2	1	2	0
36- 40	28	11	8	1	1	0
41- 45	23	9	7	1	1	1
46- 50	47	13	20	1	1	1
51- 55	55	17	19	2	2	2
56- 60	72	25	18	2	2	6
61- 65	87	27	28	4	0	4
66- 70	131	42	40	5	8	5
71- 75	156	59	47	10	5	8
76- 80	167	71	49	8	3	7
81- 85	133	48	48	5	5	5
86- 90	62	22	19	3	2	1
91- 95	22	8	8	1	0	0
96-100	5	3	3	0	0	0
100-	2	0	0	0	0	0
不明	3	0	2	0	0	0
計 平均	1041 68.8歳	371 69.3歳	335 68.1歳	46 69.1歳	32 67.7歳	44 65.9歳

二)に発生した飢饉が、先代家督継承者の平均死亡年齢を低下させたという統計的な数値が得られている。すなわち、一六八一―一六九一年における先代家督者の平均死亡年齢は五九・七歳であるのに対してそれに続く一六九一―一七〇〇年には五七・五歳まで低下していること、一七二一―一七三〇年の平均死亡年齢五九・二歳がそれに続く一七三一―一七四〇年に五五・四歳まで低下したことが分かっている。このこと自体を受け入れても、これらは一時的な現象

表10 10年きざみにみた継承および子の数 萩藩全数

先代の死亡年	継承件数	長男による継承	養子による継承	婿養子による継承	男子なし	子なし
1651-1660	149(100)	99(66.4)	15(10.1)	5(3.4)	20(13.4)	17(21.0)
1661-1670	202(100)	137(67.8)	10(5.0)	20(9.9)	36(17.8)	19(9.4)
1671-1680	242(100)	152(62.8)	20(8.3)	30(12.4)	35(14.5)	16(6.6)
1681-1690	267(100)	165(61.8)	40(15.0)	26(9.7)	63(23.6)	47(17.6)
1691-1700	323(100)	186(57.6)	50(15.5)	36(11.1)	77(23.8)	53(16.4)
1701-1710	294(100)	160(54.4)	50(17.0)	41(13.9)	78(26.5)	42(14.3)
1711-1720	251(100)	123(49.0)	43(17.1)	40(15.9)	72(28.7)	43(17.1)
1721-1730	237(100)	128(54.0)	43(18.1)	29(12.2)	57(24.1)	37(15.6)
1731-1740	183(100)	80(43.7)	38(20.8)	36(19.7)	65(35.5)	38(20.8)

表11 10年きざみにみた継承および子の数 萩藩大組

先代の死亡年	継承件数	長男による継承	養子による継承	婿養子による継承	男子なし	子なし
1651-1660	85(100)	61(71.8)	9(10.6)	3(3.5)	12(14.1)	9(10.6)
1661-1670	120(100)	85(70.8)	3(2.5)	12(10.0)	21(17.5)	9(7.5)
1671-1680	144(100)	89(61.8)	13(9.0)	18(12.5)	24(16.7)	11(7.6)
1681-1690	125(100)	75(60.0)	19(15.2)	13(10.4)	31(24.8)	26(20.8)
1691-1700	160(100)	86(53.8)	26(16.3)	17(10.6)	39(24.4)	30(18.8)
1701-1710	124(100)	63(50.8)	21(16.9)	15(12.1)	35(28.2)	24(19.4)
1711-1720	102(100)	49(48.0)	15(14.7)	19(18.6)	23(22.5)	13(12.7)
1721-1730	81(100)	46(56.8)	7(8.6)	12(14.8)	9(11.1)	7(8.6)
1731-1740	55(100)	28(50.9)	4(7.3)	16(29.1)	8(14.5)	7(10.9)

として位置付けられ、一時的な効果を示すに過ぎないと解釈できさうである。

(6) 一〇年刻みで見た継承の変化

萩藩において比較的多くの継承事例が得られる一六五一年から一七四〇年に至る九〇年間に關して、一〇年刻みの觀察を行なうと表10・11のようになる。長男による継承の割合は、この間に六六・四パーセントから四三・七パーセントまで減少する。最後の時期にあたる一七三一—一七四〇年は、享保一七年(一七三二)の飢饉を含み、防長の人口四八万余人のうち約三割方にあたる一〇万七五〇〇人が餓死したと伝えられる。長男による継承はこの時期に四三・七パーセントまで落ち込む。しかし、それに先行する減少は、一七一—一七二〇年のやや大幅の減少と一七二—一七三〇年におけるある程度の回復という波動を含みつつも全体として連続的である。養子による継承も婿養子による継承も僅かな浮動を伴いながら漸次的に増加している。男子がないものの割合、および子がいないものの割合もまた相応の増加を示している。これらについても一七三一—一七四〇年の増加は顕著で、この期間に生じた飢饉がそれ自体としてもある程度の影響を及ぼしたことを示唆している。

萩藩大組に關する同様の検討は、長男による継承が漸次的に減少する中で、婿養子による継承が著しく増加してきた過程を示している。これに対して養子による継承が最後に減少傾向を示すことも興味深い。享保の飢饉を含む時期に男子を欠くものの割合、および子を欠くものの割合が必ずしも著しい増加を示していないことも、比較的高い身分階層であることに關連しているかも知れない。飢饉の

表12 一人娘の動向

	17世紀	18世紀前半
婚出	6 (14.0)	17 (27.0)
婿養子取り	35 (81.4)	44 (69.8)
その他	0	1 (1.6)
不明	2 (4.7)	1 (1.6)
計	43 (100)	63 (100)

17世紀における一人娘の早世2件を除く。

表13 女子のみ二人以上の場合

	17世紀	18世紀前半
すべて婚出	1 (2.0)	6 (10.9)
一人に婿養子取り	48 (98.0)	48 (87.3)
不明	0	1 (1.8)
計	49 (100)	55 (100)

18世紀前半における女子二人とも早世2件を除く。

直接的な影響はこの身分階層では明確には読み取れないのである。

3 婿養子のあり方をめぐる分析

萩藩においては婿養子による継承が他藩に比して目立っている。

婿養子が本当に多いのか、婿養子の導入が男子を押し退けるほどに実行されることがあったのか、男子を欠く場合には女子があれば必ず婿養子をとったのかなどの検討を行なうことにしよう。

手始めに、先代家督者に男子がなく、女子が一人だけあった場合、即ちいわゆる一人娘の場合にその娘がどうなったかを調べると表12のようになる。一七世紀においては八一・四パーセント、一八世紀前半には六九・八パーセントが婿養子を取ったことが分かる。一人

娘の婚出が確認できるのは、それぞれ一四・〇パーセント、二七・〇パーセントである。婿養子を取る可能性はかなり高いが、必ずというわけではなく、また、時代が下がると婚出する割合がむしろ増大している。

他の藩に関する比較可能なデータは僅かしかないが、秋田佐竹藩では一七世紀において、七二・二パーセントが婿養子を迎え、二二・二パーセントが婚出しており、一八世紀前半においては六二・九パーセントが婿養子を取り、二八・六パーセントが婚出している。一八世紀前半の会津藩では一人娘の六二・五パーセントが婿養子を迎え、二五・〇パーセントが婚出している。加賀前田藩では、一七世紀において五〇・〇パーセントが婿養子を迎え、三九・二パーセントが婚出しており、一八世紀前半では四四・八パーセントが婿養子を取り、四九・三パーセントが婚出したことが確認される。加賀前田藩に比べると明らかな傾向の差が存在するが、秋田佐竹藩および会津藩と比較した場合には、婿養子取りの傾向が萩藩において僅かながら高いとはいえず、決定的な差は存在しない。

先代家督者に男子がなく、女子が二人以上あった場合、婿養子を迎える傾向がどうなるかを萩藩藩士に関して検討してみた(表13参照)。女子のうち一人に婿養子を取った場合が、一七世紀においては九八・〇パーセント、一八世紀前半においては八七・三パーセントを占め、これらの割合は、一人娘の場合に比してより高い。女子

表14 女子の出生順位別に見た婿取り
17世紀

女子数	出生順位					不明
	長女	二女	三女	四女	五女	
2	19	5				
3	10	2	1			
4		1	1	2		
5	3	1		1		
6	1					
7						1

18世紀前半

女子数	出生順位					不明
	長女	二女	三女	四女	五女	
2	14	8				
3	9	2	3			1
4	2	1	2	1		
5	1		2	1	1	

表15 男子が一人あって婿養子の事例

男子の行方	17世紀	18世紀前半
早世	22	13
病身	0	3
婿養子の養子	2	3
別系	7	1
他家へ養子	11	12
僧	1	5
その他	2	2
不明	2	1
計	47	40

ばかりの場合にはその中のいずれかに婿養子を取ろうとする方向に親および関係する親族の気持ちも動くのかもしれない。女子が二人以上あって婿取りを行なった場合、出生順位別にみてもどの娘に婿を迎えたかを整理すると表14のようになる。女子数が三人以下の場合には、長女が選ばれる可能性が高いが、女子数が四人以上になると二女以下の者が選ばれる可能性が高くなるのが分かる。この傾向は一七世紀におけるよりも一八世紀前半においてより顕著である。出生順位に相応する形で跡取り娘という観念が必ずしも成立していないことを窺わせるものである。

男子があるにもかかわらず婿養子を取るということは、父系的な継承を優先する武士の「家」にとっては異例のことと考えられる。男子が一人だけあった場合について、萩藩でそのような事例が発生

したかどうかを調べると表15のようになる。男子が早世したり、病身であった場合がまず浮かび上がってくる。しかしながら、男子が別系となったり、他家へ養子に出されたり、僧になったりする事例も決して無視できない。男子が本家などより家格の高い家の継承者となった場合、男子が正妻の子ではない場合、男子が後妻の子で比較的遅く出生した場合などがこのような父系優先に対する攪乱にかかわっている。このような攪乱が実現することとは、萩

藩における婿養子取りに対する寛容な態度の存在を示唆する。男子が二人以上あってしかも婿取りが行なわれた事例については、表16・17に羅列的に示しておく。

婿養子取りは先代家督者に男子がなく女子のみがあるという人口的な条件のもとでもっとも出現しやすいことは容易に理解できる。このことを考慮に入れて、先代家督者のうちまずこの条件をみたす者(A)を数え上げ、さらにその中から実際に婿養子を取った者(B)を数えるという作業を行ってみた。先代家督者総数(S)に対して、A/SとB/Aを計算することができる。前者は婿養子による継承実現のための人口的係数、後者は婿養子に対する選好係数とみなすことができる。ちなみに両者の積はB/Sとなっており、先代家督者総数に対してこの人口的条件のもとで発生した婿養子の比率である。

表16 男子が二人以上あって婿養子の事例（17世紀）

事例番号	所属	第1子	第2子	第3子	第4子	第5子	第6子	第7子	第8子	第9子
●男子早世・病身などを含む場合										
4	大組	男 早世	男 早世	[女 婿取]						
6	大組	男 早世	男 早世	[女 婿取]						
9	大組	男 早世	[女 婿取]	男 不明						
12	大組	[女 婿取]	女 婚出	女 婚出	女 婚出	女 婿の後妻	男 早世	男 早世		
14	手廻	女 婚出	男 早世	男 早世	[女 婿取]	女 婚出				
15	寺社	男 早世	男 早世	女 早世		[女 婿取]				
●女子が第一子の場合（男子早世・病身などを含む場合を除く）										
3	大組	[女 婿取]	男 養出	男 出家						
5	大組	[女 婿取]	男 養出	男 不明	男 養出					
7	無給	[女 婿取]	女 早世	女 婚出	男 出家	男 出家		女 不明		
8	手廻	[女 婿取]	女 婚出	男 養出	女 婚出	男 養出	男 婿の養子	男 不明		
10	大組	[女 婿取]	女 婚出	男 養出	男 養出	男 養出				
16	船手	[女 婿取]	男 出家	男 医業						
17	大組	[女 婿取]	男 不明	男 出家						
●その他										
1	寄組	女 婚出	女 婚出	女 婚出	女 婚出	[女 婿取]	男 早世	女 婚出	女 早世	男 養出
2	大組	男 病身	女 早世	女 婚出	[女 婿取]	女 婚出	女 婚出	男 養出	女 婚出	男 別系
11	手廻	男 早世	[女 婿取]	女 不明	男 出家	男 養出				
13	大組	男 病身	女 婚出	女 婚出	[女 婿取]	男 養出				

表17 男子が二人以上あって婿養子の事例（18世紀前半）

事例番号	所属	第1子	第2子	第3子	第4子	第5子	第6子	第7子	第8子
●男子早世・病身などを含む場合									
1	大組	男 早世	女 婚出	[女 婿取]	女 早世	男 早世	女 婿の後妻	女 早世	
4	大組	女 早世	[女 婿取]	男 早世	女 婿の後妻	男 早世	男 早世	女 早世	女 婚出
5	寺社	男 早世	女 早世	[女 婿取]	女 早世	男 早世			
6	大組	男 早世	[女 婿取]	男 養出早世					
12	寄組	女 婚出	[女 婿取]	男 早世	男 早世	女 早世			
17	大組	男 早世	女 早世	男 早世	[女 婿取]	女 早世			
18	扶持方	女 婚出	男 早世	男 早世	[女 婿取]	女 婚出	女 早世		
19	大組	男 早世	女 早世	女 養出	男 早世	[女 婿取]	女 婚出		
24	大組	男 早世	男 早世	[女 婿取]					
31	大組	女 早世	女 婚出	男 早世	男 早世	[女 婿取]	女 婚出	女 婚出	
●女子が第一子の場合（男子早世・病身などを含む場合を除く）									
2	大組	[女 婿取]	男 養出	男 養出	男 養出				
8	大組	[女 婿取]	男 出家	女 婚出	男 出家				
10	大組	[女 婿取]	女 婚出	男 養出	男 婿の養子				
11	無給	[女 婿取]	男 早世	男 早世	男 出家	女 婚出	女 早世		
13	大組	[女 婿取]	男 養出	男 養出	男 養出				
14	細工人	[女 婿取]	男 早世	女 婚出	男 外出				
15	無給	[女 婿取]	男 養出	男 別系					
16	無給	[女 婿取]	女 婚出	男 養出	男 出家	男 養出	男 養出		
23	大組	[女 婿取]	女 早世	女 婚出	男 婿の養子	男 養出			
25	遠近	[女 婿取]	男 別系	男 出家	女 婚出	男 養出			
26	無給	[女 婿取]	男 養出	女 婚出	男 養出				
29	無給	[女 婿取]	男 養出	男 早世	女 不明	男 早世			
32	三十人	[女 婿取]	女 婚出	女 婚出	男 婿の養子	男 兄の嗣			
●その他									
3	大組	女 婚出	女 婚出	女 婚出	[女 婿取]	男 養出	男 養出		
7	大組	女 婚出	女 婚出	男 不明	[女 婿取]	女 婚出	女 婚出	男 不明	
9	大組	男 早世	[女 婿取]	男 養出					
20	大組	男 早世	男 養出	[女 婿取]					
21	細工人	男 別系	[女 婿取]	女 婚出	男 養出	女 婿の後妻			
22	大組	男 故有	男 別系	[女 婿取]	男 養出				
27	無給	男 不明	[女 婿取]	[女 婿取]	男 出家				
28	細工人	男 追放	男 早世	[女 婿取]					
30	手廻	女 早世	男 早世	[女 婿取]	男 養出	男 養出			
33	手廻	男 分知別系	[女 婿取]	男 別系					
34	大組	男 出家	男 早世	[女 婿取]					

一七世紀の萩藩の先代家督者に対するA/Sは〇・〇六三であった。すなわち、先代家督者の六・三パーセントがこの人口学的カテゴリーに入る。この値は、会津藩の〇・〇六九に比して僅かながら低い。秋田佐竹藩の〇・〇八〇、加賀前田藩の〇・一一三は萩藩を

かなり上回る。B/Aについてみると、萩藩では〇・八〇九という数値が現われるのに対して、会津藩では〇・七四四、秋田佐竹藩では〇・七五四、加賀前田藩では〇・五一一である。この時期の萩藩では人口学的条件が整わない状態で、婿養子への選好が強く、加賀

前田藩では、ちょうど逆に、人口学的条件が整った状態で、婿養子への選好が弱かったと考えることができる。会津藩と秋田佐竹藩は中間的な位置を占めている。

一八世紀前半には、萩藩におけるA/Sは〇・一六にまで上昇する。前世紀の加賀前田藩を上回る数値である。これに対して、会津藩では〇・〇七六、秋田佐竹藩では〇・一〇六といずれも上昇が認められるが、その程度は萩藩にはるかに及ばない。加賀前田藩では逆に〇・一〇三への低下が観察される。萩藩におけるこの時期のB/Aは、〇・七一二と若干低下している。会津藩でも〇・七一一へと僅かながら低下があったが、低下の度合いは小さく萩藩とほとんど同じ程度の婿養子への選好が示唆される。秋田佐竹藩でも〇・六一五へと低下が観察される。加賀藩ではもとも低い選好係数がさらに低下して〇・四五八となる。このように、観察したいずれの藩においても婿養子への選好が低下しており、一七世紀から一八世紀前半に向かっては、婿養子が男子を欠く場合の当然の措置として制度化されていったとは言えないのである。萩藩における婿養子の多さは、他藩に比して相対的に高い（会津藩とはほとんど同じくらいだが）婿養子への選好と、この時期にたまたま出現した人口学的条件の重なりによるものであった。

養子への選好は、弟などへの選好と競合するために、婿養子への選好に対して排他的に対置されるものではない。また、養子の発生

する人口学的条件は、先代家督者に子がない場合がもつとも重要である。しかしながら、先代に男子がなく女子のみという条件のもとで、どの程度女子を排して養子による継承が行なわれたかを検討することは、婿養子の出現頻度を理解するために有用である。先代に男子がなく女子のみという人口学的条件の現われたは既に示したので、ここではこの条件下において養子を取った者(C)の、男子がなく女子のみがある者(A)に対する比率C/Aを養子への選好係数とみなすことにしよう。この値は、一七世紀の萩藩では〇・一〇六であったが、一八世紀前半には〇・二二三へと上昇している。会津藩では、〇・二三三から〇・二二一へと僅かながら低下し、秋田佐竹藩では〇・一三一から〇・三〇四へと大きく上昇している。加賀藩では、〇・四二二ともともと高かった数値が、〇・四三八へと微増する形で維持されている。婿養子は、このように、養子との競合においては、相対的に強く選好されながらも、どちらかといえば養子に少しばかりシェアを譲る形で一八世紀を迎えたのである。

4 おわりに

武士の家系継承に関する検討を全国規模にわたって行なってきたことになるが、萩藩に関する分析はこれまでの知見に何を付け加えたであろうか。巨視的に見れば、ここで行なった萩藩藩士に関する分析は、一七世紀から一八世紀にかけて日本の武士の間には継承に

関して共通した慣行が成立していたことを確認する作業の一端を担うことになる。時代差、地域差、身分階層差を超えてこの時期の日本の武士の間では、長男による家系の継承を軸にして、家族、親族の営みが行なわれてきた。萩藩藩士の場合を含めて、これまでの分析では、時代が下がるにつれて子の数が減少したことと、補完措置として婿養子、養子などを受け入れたことを対応する形で示すことができた。

限られた機会である継承に対応するために、子の数が制限されるようになり、危機の発生に対しては婿養子ないし養子という手段が活用されたと考えるのがもつとも魅力的な解釈である。もう一つの解釈は、一八世紀に生じた死亡率の上昇が子の数を減少させて、婿養子や養子の採用を余儀なくしたというものである。これらの二つの解釈において、論理的に対立する部分は、子の数の減少が人為的か、外在的かという点である。先代家督者の平均死亡年齢において、上昇の傾向が見られることは少なくとも死亡率全般の上昇に対しては否定的な見解を与える。飢饉の影響は、おそらく同時に発生した悪疫なども関連して、武士においても継承予定者の急死を引き起こし、婿養子や養子の導入を増加させたと考えられる。しかし、子の数の減少が、より長期的な現象として、しかも連続的な現象として生じていることは、むしろ飢饉の影響を排除する方向での解釈に対して正当性を与える。萩藩大組において、飢饉の直接的な影響が見

いだされないこともこの見解を支持する。乳幼児死亡の変化についてはそれなりの検討が必要である。武士にとって子の数とは何であったかは、なお慎重な吟味を必要とする。

萩藩藩士における婿養子の多さが西南地方の地方文化に内在するという考え方を否定したことは、本論における発見の一つである。婿養子を出現させるような人口学的背景が、たまたまこの時期の萩藩に存在したのである。同じ人口学的条件を与えられれば、東北地方の会津藩でも婿養子が同様に多く見られたことになる。ただし、一七世紀における萩藩藩士における婿養子に対する選好の強さは、かつてこの地方に婿養子に対する慣行が成立していたのではないかという解釈を下したくなるほどである。これだけ強い選好は他の地方では見いだされない。このように高かった婿養子への選好が、時代を経て平準化されるという道筋を考える必要がある。佐賀鍋島藩でも婿養子が多いことは指摘したが、この藩に関しては事例数の少なさのために細かい分析は不可能である。西南地方で別の新しい系譜資料が入手されれば、この問題は解決に近づくかもしれない。他方、加賀前田藩における婿養子に対する選好の弱さは、武士にとって、家督継承のあり方はそれぞれの状況下で創成されるものであるという考え方を示唆する。現状においては、日本の武士における家系継承が、大きな共通枠のなかであって、それぞれの藩の中で独自の変異を示していることが提示されるのである。

本論文資料の収集に際しては、文部省創成的基礎研究「ユーラシア社会の人口・家族構造比較史研究」(研究代表者 国際日本文化研究センター名誉教授速水 融) による支援を受けた。また、『萩藩譜録』の閲覧については、山口県文書館にお世話になった。記して感謝の意を表したい。

註

- (1) 坪内玲子「長子相続制度における補完システムの比較研究(1)『龍谷紀要』九卷二号、一九八七(坪内玲子『日本の家族——「家」の連続と不連続』アカデミア出版会、一九九二、第II章一節「南部の婿養子と首里の血縁養子」として再録)。
- (2) 坪内玲子「長子相続制度における補完システムの比較研究(2)『龍谷紀要』一二卷一号、一九九〇(坪内玲子『日本の家族——「家」の連続と不連続』アカデミア出版会、一九九二、第II章二節「那覇久米村の近親と遠親」として再録)。
- (3) 坪内玲子「宮古島における家系の継承と人口学的要因」『龍谷紀要』一五卷一号、一九九三。
- (4) 坪内玲子「一七、一八世紀の南部藩家臣における家系の継承——長男による家督相続の少なさをめぐって——」『龍谷紀要』一六卷一号、一九九四。
- (5) 坪内玲子「南部藩士の『家』の継承と周辺成員の関わり——一

七世紀および一八世紀における南部藩家臣の場合——」速水 融編『近代移行期の家族と人口』ミネルヴァ書房所収(近刊)。

(6) 坪内玲子「鹿児島島津藩における家系継承をめぐって」『龍谷紀要』一七卷一号、一九九五。

(7) 坪内玲子「加賀前田藩藩士における家系継承」『龍谷紀要』一八卷二号、一九九七。

(8) 坪内玲子「秋田佐竹藩藩士における家系継承——継時的変化を中心に——」『龍谷紀要』一九卷一号、一九九七。

(9) 坪内玲子「近世における家系の継承と人口学的要因——会津藩藩士の場合」『比較家族史研究』一二号、一九九八。

(10) 坪内玲子「佐賀鍋島藩藩士における家系継承」『龍谷紀要』二二卷一号、一九九九。

(11) 坪内玲子「大名における家系継承と人口学的要因」『龍谷紀要』二〇卷一号、一九九八。

(12) 坪内玲子「萩藩藩士における家系継承——主として加賀前田藩、鹿児島島津藩と比較して」『龍谷紀要』一九卷二号、一九九八。

参考文献

- 石川卓美編『山口県近世史研究要覧』、マツノ書店、一九七六。
石川卓美著『防長歴史用語辞典』、マツノ書店、一九八六。
岡部忠夫『萩藩諸家系譜』、琵琶書房、第二刷、一九八三。
樹下明記・田村哲夫編『萩藩給禄帳』、マツノ書店、一九八四。
時山弥八編『もりのしげり』、赤間閣書房、一九一六(一九八一覆刻
東京大学出版会)。

久塚清隆（編）『山口県災異誌』下関測候所、一九五三。
山口県文書館編『防長風土注進案』マツノ書店、一九八三（復刻版）。